

大津市企業局一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第93条の規定により準用する大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月11日

大津市公営企業管理者 南堀 弘

1 競争入札に付する事項

件 名	新瀬田浄水場総ろ過流量計
納 入 場 所	新瀬田浄水場（大津市萱野浦）
納 入 期 限	令和8年2月27日（金）
物 品 概 要	電磁流量計（変換器分離型）1台 ※詳細は仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

入札参加申請及び取扱品目	令和7年度大津市物品供給等入札参加申請書を提出し、取扱品目「水道機器類・ガス機器類」、「理化学機器・測量機器」又は「機械器具部品・金工製品」に登録されていること。
所 在 地	令和7年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿（競争入札参加有資格者一覧）に登録されている本店、支店又は営業所が、近隣府県内（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）に存すること。
(1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。	
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。	
(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。	
(4) 「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。	
(5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。	
ア 資本関係	
(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合	
(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合	
(ウ) (ア)又は(イ)と同視し得る関係にあると認められる場合	
イ 人的関係	
(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合	
a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。	
(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役	
(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役	
(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役	
(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこと	

<p>とされている取締役</p> <p>b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>d 組合の理事</p> <p>e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)までと同視し得る関係にあると認められる場合</p> <p>(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p> <p>イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>(7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。</p>

3 入札参加資格確認申請書類の提出について

一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書【様式1】		※押印省略可
受付期限	令和7年6月24日（火）午後5時まで	
提出方法及び提出先	<p>(1) 郵送の場合</p> <p>ア テ520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市企業局 契約管財課長 宛</p> <p>イ 郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>※封筒の記入方法等は「封書宛名等記載方法の例（申請書）【様式2】」のとおり</p> <p>(2) 持参の場合</p> <p>提出先 大津市企業局 契約管財課（市役所新館6階）</p> <p>(3) その他</p> <p>押印を省略する場合、(1)又は(2)の提出方法に加え、電子メール、ファックスでの提出も可とする。なお、電子メールで送信する場合はPDFのみとする。 電子メール又はファックスで送信した場合は、その旨を契約管財課に電話連絡すること。</p> <p>ア ファックス番号 077-523-1580</p> <p>イ メールアドレス nyusatsukeiyaku_renrankuyo@city.otsu.lg.jp</p> <p>ウ 電話番号 077-528-2614</p>	
	<p>(1) 提出書類の様式は大津市企業局ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。</p> <p>(2) 令和7年度大津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名・押印（押印は予め使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。</p>	

- (3) 書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (4) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
 (5) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格が「なし」と決定した者についてのみ、令和7年6月25日（水）までに様式1に記載のメールアドレス宛にその旨通知する。（参加資格のある者に対しての通知は行わない。）

5 入札者の資格喪失

開札期日までに次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- (1) 2 競争入札に参加する者に必要な資格に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 (2) 仮差押、仮処分、競売の申立てがされたとき。
 (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
 (4) その他本件物品等を納入することが困難になると認められる事由が発生したとき。

6 契約条項の閲覧

閲覧場所	大津市企業局 契約管財課
閲覧期間	令和7年6月11日（水）から令和7年7月4日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

7 入札の日時等

(1) 開札日時	令和7年7月4日（金）午前9時30分
(2) 開札場所	大津市御陵町3番1号 大津市役所新館5階253会議室
(3) 入札方法	郵便入札（一般書留又は簡易書留）
(4) 入札書類	入札書【様式4】
(5) 入札書類の到達期限	令和7年7月3日（木）（必着）
(6) 入札書類の提出先	〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市企業局 契約管財課長 宛 ※封筒の記入方法等は「封書宛名等記載方法の例（入札書）」【様式3】のとおり
(7) 入札保証金	規則第5条による。
(8) 予定価格	設定有（非公開）
(9) 最低制限価格	設定無
(10) 契約保証金	規則第24条による。
(11) 入札回数	3回までとする。
(12) 入札の不成立	様式1を提出する者がいない場合又は入札参加希望者の中に参加資格を有すると認められる者がいない場合は、当該入札は不成立とする。
(13) 再度入札	ア 初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札（再度入札についても郵便入札とする。）を行う旨を入札参加者へ連絡する。 イ 本件について入札を辞退した者、入札が無効となった者は再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札において、最低入札価格発表後に発表額以上の入札をした者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
(14) 支払条件	一括払いとし、すべての納入物品検査合格後、適正な請求を受けた日から30日以内に支払う。
(15) 落札者の決定方法	落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

(16) 質問及び回答	<p>ア 疑義等がある場合には、令和7年6月20日（金）正午までに質問書【様式5】を電子メールで送信すること。（質問がない場合は提出不要） なお、質問を送信した場合は、契約管財課にメール送信した旨を電話連絡すること。</p> <p>(ア) 送信先 大津市企業局 契約管財課 (イ) 送信先アドレス nyusatsukeiyaku_renrankuyo@city.otsu.lg.jp (ウ) 電話番号 077-528-2614</p> <p>イ 回答について 令和7年6月24日（火）までに、大津市企業局ホームページ上において回答する。入札書等送付前に必ずホームページにて質問回答の有無を確認すること。 ただし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。</p>
(17) 開札の立会	本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人（本入札に関係のない者は不可）は、当該開札に立会うことができる。なお、代理人については、開札の立会いに関する委任状【様式6】を持参すること。ただし、その者がいない時は、当該入札事務に関係のない本市企業局職員が立会うものとする。
(18) 入札に関する注意事項	<p>ア <u>入札書の提出は郵送（一般書留又は簡易書留）</u>にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。<u>大津市役所内郵便局留扱いで(5)の到達期限までに到着するように郵送すること。</u></p> <p>イ 入札書に記載する金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>ウ <u>入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。</u></p> <p>エ 入札者は、本市に到達した入札書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>オ 入札結果は、大津市企業局ホームページに掲載する。なお、落札者には別途本市から連絡を行う。</p>

8 入札無効の要件

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (6) 入札書記載の金額、氏名、印影等入札要件の記載が不明確な入札
- (7) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書を同封した入札
- (9) 直接担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札、期限までに到達しなかった入札
- (10) 大津市役所内郵便局において契約管財課宛局留分として引渡しがなされなかった入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札の辞退

開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合、任意の様式による入札辞退届を提出すること。

10 注意事項

- (1) 落札者決定後、契約締結までの間に当該落札者が入札者の資格喪失に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないとき又は市の都合等により入札を行うことが

できないときは、これを延期又は中止する。この場合において、入札参加者が損失を受けても市は補償の責を負わない。

11 その他必要な事項

この公告に記載のない事項は、規則及び大津市企業局物品等入札心得による。

12 問い合わせ先

大津市御陵町3番1号

大津市企業局 契約管財課 担当：柴原 電話番号077-528-2614